

新型コロナウイルスワクチン

医療従事者等への 優先接種方針について

令和3年3月10日 大阪府健康医療部

大阪府へのワクチン供給量について(2月19日時点)

【国からの通知内容(2月19日)】

- 府への供給量(第1回目接種分)
- 3月第1週の発送分36箱(35,100人分)
- 3月第2週の発送分36箱(35,100人分) 計72箱(70,200人分)

※それぞれ3週間後に同数の供給

【府の状況】

- 接種を希望する医療従事者等 約31万人(1月28日時点)
- 府全域では6週間で全員2回接種できる体制を準備していたが、6週間での完了は困難な見込み

【医療従事者への優先接種について】

- 今回の発送状況を踏まえ、コロナ患者受入病院から優先的に接種を開始
- 医療従事者全体の接種方針については、今後改めて整理

ワクチン供給量について(3月5日厚生労働省事務連絡より)

国発送時期	第1弾	第2弾	第3弾
3月1日の週	500箱		
3月8日の週	500箱		
3月15日の週			
3月22日の週	500箱	200箱	
3月29日の週	500箱	200箱	
4月5日の週			
4月12日の週		200箱	1,200箱
4月19日の週		200箱	1,200箱
4月26日の週			

国	97.5万人	39.0万人	234.0万人	計370.5万人
府	7.0万人	2.7万人	16.4万人	計26.1万人

- ※ 1人2回分として計算<例:第1弾 (500箱×4)×195バイアル×5回÷2回=97.5万人分>
- ※ 第3弾は4月の計2,400箱をすべて1回目接種分として計算
- ※ 府の第2弾、第3弾については国人数×7%で試算

府未接種
5万人

なお、優先接種の対象となる医療従事者等の数が約480万人となると見込んでも、5月前半には1人2回分の接種に必要な量を出荷する見込み

大阪府医療従事者等の接種希望者数（1月28日時点）

区分		機関数	希望者数
病院	コロナ患者受入病院	124機関	98,000人
	その他病院	380機関	79,000人
診療所		7,200機関	73,000人
歯科診療所		4,400機関	32,000人
薬局		3,400機関	19,000人
自治体職員 （救急隊員、保健所、宿泊療養施設など）		—	10,000人
合計		—	311,000人

※訪問看護ステーションなど現在調査、集計中の医療従事者もいるため、今後増加の見込み

第2弾以降のワクチン供給に対応した接種方針が必要



大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会において接種方針を協議

【対象】

- 病院(コロナ患者受入病院【124カ所】、その他病院【380ヶ所】)
- 診療所(診療・検査実施診療所等【1,300カ所】、その他診療所【5,900カ所】)
- 歯科診療所【4,400カ所】
- 薬局【3,400カ所】
- 自治体職員(救急隊員、保健所、宿泊療養施設など)
- 訪問看護ステーション
- 介護医療院、介護老人保健施設(医療機関と同一敷地にある場合)、介護療養型医療施設
- 助産所
- 医学部生等

【優先順位】

- ① 新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と接する機会、新型コロナウイルスへの曝露機会が多い機関
- ② 他機関の医療従事者等への接種や、市町村における高齢者接種の実施機関

以上を総合的に勘案する

(4月採用者等については、全機関の優先接種完了後に対応)

府内医療従者等への接種方針（案）

接種順位	機関区分	希望者数 1/28時点	理由	国発送 スケジュール	同順位内での基準 (次ページ)
1	コロナ患者受入病院	9.8万人	感染症患者との接触機会	第1弾 第2弾	2/19までの第3波受入実績順
2	他機関接種受入病院	4.2万人	3位以降の機関への接種体制確保		第3弾
3	診療・検査医療機関 帰国者・接触者外来	計2.1万人	感染症患者との接触機会	ランダム	
4	自治体職員（救急隊等）	1.0万人	感染症患者の搬送など	同上	
5	高齢者接種協力医療機関 ※	(今後調査)	高齢者接種体制の確保	同上	
6	上記以外の病院、診療所 歯科診療所 薬局	8.9万人 3.2万人 1.9万人	感染症患者（疑い患者含む）との 接触機会など	同上	
7	訪問看護ステーション、 介護医療院等、 助産所、医学部生等	(未集計)	優先接種への追加対象	5月前半 までに 発送	同上

第1弾：7.0万人

第2弾：2.7万人（府試算）

第3弾：16.4万人（府試算）

詳細についてはP2参照

※高齢者用集団接種への出務者の取り扱いについては今後調整

同一順位内での取り扱い(案)

ワクチン供給量が十分でなく、同一順位内の対象機関すべてに行きわたらない場合、

- ① コロナ患者受入数、他機関職員への接種数などの基準で選定
- ② 基準設定が困難な場合は、ランダムに選定(予診票を機関単位でランダムに送付)

【イメージ(ワクチン供給量が7万人の場合)】

①基準で選定するパターン

機関名	希望者数	希望累計	受入数
A病院	1,500人	1,500人	500人
B病院	2,000人	3,500人	400人
}	}	}	}
S病院	3,000人	68,000人	200人
T病院	1,500人	69,500人	100人
U病院	800人	70,500人	80人

②ランダムに選定するパターン

機関名	希望者数	希望累計
L診療所	15人	15人
Q薬局	20人	35人
}	}	}
F歯科	30人	69,950人
Z薬局	40人	69,990人
Y診療所	30人	70,020人

ここまで予診票を送付

①、②ともに機関単位で予診票を送付

(U病院の800人中500名までは先に接種など、同一機関内で線引きはしない)

接種方針の補足(案)

【第3弾】

第3弾のワクチンが予定どおり国から供給された場合、接種順位2位～5位(他機関接種受入病院、診療・検査医療機関、帰国者・接触者外来、自治体職員(救急隊等)、高齢者接種協力医療機関)の機関全員と、接種順位6位(上記以外の病院、診療所、歯科診療所、薬局)の機関の一部までが対象となる見込み

この場合、ワクチン供給量に応じた対象機関へ同時に予診票を送付(府試算16.4万人分)

※他機関接種受入病院に対しては、自院接種となることから、先行的にデータで予診票を送付

【第4弾以降】

訪問看護ステーション、介護医療院等、助産所、医学部生等の医療従事者等については、十分なワクチン供給量があったとしても、接種順位6位(上記以外の病院、診療所、歯科診療所、薬局)の機関の医療従事者等の1回目の予約、接種が概ね完了した時点で予診票を送付